

第33回研究会

平成19年10月5日(金)午後2時
市役所 2階 大会議室

主な内容

市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案について

個人の立場で、運営ルールにそって協力し合っていく市民協働については、委員間でも異論がないようですが、市役所のかかわりについては不一致のままです。大筋としてはできているので、次に進めようという意見もありますが、現在、もっとも重要な論点となっているこのあたりのところを今回も議論していきます。

【小林会長】今日は他の行事などと重なっており、出席人数が少ない。この人数で、決定をしてしまうことはよくないが、年度末までの回数は残り少ない。あまり一つのことに執着ができない。今後の方向性を含めて、ガイドブックの案が合意できたら、分科会を行っていく案も出ている。見通しを立てていきたい。今日は、前回の私からの質問について長崎委員が回答を作ってきてくれた。この問題について、出席者全員の意見も聞ければと思う。

【長崎委員】前回、小林会長が議論を深めるという趣旨で、3つの質問を出した。前回の会議録に掲載された質問内容を改めて紹介する。

質問1 「岩根委員は事例の紹介で、実行委員会には個人のレベルで参加したと話されたが、保育園の先生は、児童福祉の向上を目指す仕事として参加している部分もあるのではないかと。会議での話はそうでなくても、そういった面があるのではないかと。この事例はガイドブックのどこに当てはまるのか。」

質問2 「市民協働を個人の関係に限定しており、市役所との連携・協力を阻害するものではないというけれど、市役所と市民との協働はガイドブックに含まないということで、限定した内容になってしまう。それで皆の思いは反映されるのか。」

質問3 「市職員委員に聞きたい。ガイドブック案では、市長が市民に対して、市民同士で協力してやってくださいと市役所が関わらない活動について呼びかけることになる。市民に任せますよという呼びかけは、市としておこがましいと思わないのかどうか。市役所の業務とかかわりがないことを、この研究会の成果物として出すことに違和感がある。

3番目の質問は、市職員に対する問いであったので、市職員委員として、まず回答する。

ガイドブックでは、市民が市民協働の運営ルールを守り、連携協力してまちづくりを行い、市政に参画することによって、市民の意思を的確に反映した適正な市政

が行われ、誰もが共に幸せに生活できるまちをつくることを提案している。

ガイドブックにおいて、市は、「徹底した情報公開と情報提供」、「市民参画制度の整備」、「市民活動の推進」という市民協働の推進のための必要な施策の実施を宣言し、市民協働の推進に積極的にかかわっていくことを明記しているため、「市民に任せますよ。」という呼びかけではない。そのため、「市役所の業務と関わりがないことを研究会の成果物として出すことに違和感がある。」という指摘は間違っている。ガイドブックは、市役所の業務と相当関わりのある内容である。

市民によるまちづくりの活動の推進を市民に対し、市が呼びかけることは、「市としておこがましい。」という指摘があるが、そもそも、まちづくりの推進を市民に呼びかけることを目的として、ガイドブックを策定するのであり、そうした指摘は、ガイドブック作り自体を否定することになる。

まちづくりの推進について呼びかけることが「おこがましい」かどうかという点について、江南市戦略計画基本計画案の事例をもとに考えてみたいと思う。

戦略計画基本計画案には、市民にまちづくりの推進を呼びかけるという目的で、「市民の役割」を記述しているが、本来の「市民への呼びかけ」という目的を逸脱し、市民に義務を課すような内容と受け取られるような表現が為されており、非常に問題である。

戦略計画基本計画案では、「市民の役割」として、市民生活をこと細かく規定するような内容が多く見られる。その一部は、次のとおりである。

- ・介護が必要になった人は、介護保険制度を活用して住み慣れた地域で暮らす。
- ・コミュニティビジネスによる地域課題の解決を探る。
- ・積極的にイベントや交流活動に参加又は参画する。
- ・児童館が行う活動に積極的に参加・協力する。
- ・健康フェスティバルなどのイベントに積極的に参加する。
- ・不意の災害などに備え、蓄財などしておく。
- ・社会福祉団体の参加者は目的意識をもち自立力を高める。
- ・家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得させる。
- ・「男女共同参画の集い」などの啓発行事を開催する。
- ・「市民まつり」等のイベントに積極的に参加する。
- ・市の施策・事業への積極的な参画・協働をする。
- ・地域の活動やボランティア活動に積極的に参加する。
- ・地域課題を解決するための公益的な活動を行うNPOやコミュニティビジネスを立ち上げる。
- ・住民説明会に参加する。

このように、市民の自由な意思に基づいて行われる活動を「市民の役割」と規定している。「役割」は、法令用語では、「責務」と同じ意味であるので、「おこがましい」を通り越して、「人権侵害」といわれるような内容である。

「介護が必要になった人は、介護保険制度を活用して住み慣れた地域で暮らす。」

という役割を市民に課すということは、日本国憲法第22条で守られている基本的人権である「居住・移転の自由」を制限することになるので、明確な憲法違反である。

市民が自発的かつ自主的に行う活動を「市民の役割」と規定するのも大きな間違いである。「積極的にイベントや交流活動に参加又は参画する。」「児童館が行う活動に積極的に参加・協力する。」「健康フェスティバルなどのイベントに積極的に参加する。」「地域課題を解決するための公益的な活動を行う NPO やコミュニティビジネスを立ち上げる。」なども市民の自由な意思に基づいて推進される活動であり、「市民の役割」と規定するのは、問題である。

ただし、市民に義務を課し、権利を制限するには、「条例」によらなければならないと地方自治法第14条第2項で定められていることから、条例ではない戦略計画の「市民の役割」は、市民に責務を課すのではなく、「市民に対する呼びかけ」という意味であるとも理解できる。戦略計画審議会の中田会長も「市民の役割」の意味について、「みんなで一緒にやりましょうという呼びかけ」と、第9回戦略計画審議会で発言されている。

「市民の役割」は、「市民の呼びかけ」という趣旨であるとしても表現方法に誤りがあるのはいうまでもないことである。しかし、戦略計画は、市民会議や審議会に公募の市民が参加して作成されており、一定の市民参画手続が実施されているため、このように決まってしまうが仕方のないことである。

一方で、市民協働ガイドブック案は、戦略計画基本計画案の内容の反省を踏まえて作られているのである。市民協働研究会は、これまで1年以上かけて、市民協働や市民主権、市民自治、市民と市の関係について、徹底的に議論してきた。市民協働に関する研究は、戦略計画審議会と異なり、十分に行われてきた。

基本計画案と異なり、第1部にある「市民協働のまちづくりをはじめませんか」の「はじめませんか」という部分に、象徴されているように、「市民に対する呼びかけ」であることがはっきりと分かり、「市民活動の一つのかたち」を市民に提案するという形式であり、「おこがましい」と思う市民はいないと考えられる。

この市民協働ガイドブック案が「おこがましい」となると、戦略計画基本計画案は、さらに「おこがましい」ということになる。「おこがましい」を通り越して、「人権侵害」と思う市民も多いだろう。

1番目と2番目の質問にも回答したい。

市民活動団体等と市役所との連携協力による事業のルールが必要であれば、ガイドブックをまとめ、自治基本条例案を作る分科会と市民協働センター等を審議する分科会に分かれた後に、市民協働センターを審議する分科会で取りまとめればよいのではないかと。

まずは、市民主権・市民自治の確立に向けた主権者市民の協働を提案し、それを推進する市役所の積極的な施策について明記する内容の市民協働ガイドブック案を作ることが有効だと思う。

主権者である市民が協働して、まちづくりを行うという「市民協働」という言葉を生み出したことは画期的なことである。

市民協働ガイドブック案は、市民と市役所との連携協力を阻害する内容ではない。第2部の第2章「市民協働によるまちづくりを推進する施策」で、市民と市役所との連携協力を推進する施策を多数明記している。中でも「活動機会の創出」、「市職員の能力開発」は、市民と市役所の健全な関係づくりや連携協力によるまちづくり推進に役立つものである。

・活動機会の創出

市は、市民活動に取り組む団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会を提供するよう努めます。

市民活動に取り組む団体から、市と連携協力して行う事業の提案を募集する制度を創設します。

・市職員の能力開発

市職員は、市民参画と市民活動を推進するため、市民との信頼関係を構築し、必要な能力の開発に取り組めます。市は、そうした取り組みを支援するため、庁内の各部署の連携や職員研修の充実に取り組めます。

市職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民活動や地域活動に対する理解を深め、積極的に参加する必要があります。

ガイドブック第2部の第2章の「市民協働によるまちづくりを推進する施策」は、江南市が市民協働を推進する施策の実行を明確に宣言する内容であり、実現すれば画期的なことである。市民参画や市民活動の分野で、江南市がこうした画期的な政策を打ち出すのは初めてのことであるので、実現させる必要がある。

ガイドブックは、江南市の市民参画と市民活動を推進するという市民に役立つ内容で、問題のある内容は全くない。ガイドブックを早くまとめ、条例案づくりや市民協働の基盤づくりの審議に移りたいと思う。

【小林会長】市と市民の連携協力は、協働の概念を阻害しているわけではない。しかし、栗本委員は今後のルールとして生かしていけるか不安だと言っていた。長崎委員は協働の概念について、ガイドブックにも十分に書いているし、必要ならば分科会で市と市民の連携協力についてのルールを別に作ってはどうかという意見だった。

【太田委員】ガイドブックの骨格や市民協働センターの案も出来ている。条例化に向けても進めることができる。連携とか協働といった言葉だけを問題にしていると全体がぼやけてくる。市民協働センターでは個人が提案をして進めていくので、今はこれだけにしたほうがよい。モリコロ基金が作られたが、助成の対象は市民活動グループと行政との協働、NPOと市民との協働、企業との協働というように枠がない。我々が議論してきたことはそれに近いのではないかと。流れはできているので、そろそろよしとしたほうがよいのではないかと。

緑のカーテンは、市民と行政との協働でやっていったほうが市民に広がっていく

のではないか。買物袋の持参運動も同じだと思う。行政との協働が必要なこともある。

【大倉委員】「行政と市民の協働はない」と尾関委員が発言しているが、いろんな協働があるということを認め合うということか。

【栗本委員】官民協働という言葉を見た。私の思いはこれである。ごみ減量などの取り組みも市と協働することによって広がっていくと思う。

【尾関委員】市民協働の動きは江南市には今までなかった。協働という言葉が独り歩きをしている。新しいことをやる場合には定義づけをすることが必要であり、何もかもということは混乱を招くので範囲を限定することになる。私は、すべての市政を協働する思いで参加をしたが、法令や議会のあり方を含めて、非現実的だとわかった。ガイドブックは実践可能な形で提案していくことが必要である。栗本委員は「仲間に対して、説明ができない」と言っていたが、この案で説明ができるのではないか。最初の協働研究会で企画部長は、市役所は案を持っていないから自由に論議をしてほしいと言った。部長の意見には感動をしたのでここまでやり続けることができた。要綱通りにやれといわれたら、これほど集まって議論をする必要がなくなってしまう。協働という言葉は昔から漠然と通俗的に使用されているが、自治体が市民に呼びかけるもので、市民協働は初めてなので、定義をしないと混乱する。市長も個人として、まちづくりに参加をすることができる。発言しても一市民なので市長としての責任は問われない。対等な関係のルールを持って協働を行おうとするのに、市民と市役所のように対等にはなりえないというところに対等な運営ルールをもってやれるはずがない。市民と市役所との連携・協力する事業形態が現実には重要な位置を占めている。不都合はない。暴力団員や宗教者もルールを守れば、個人として市民協働はありえる。しかし、団体ではありえない。パブリックコメントに出したが、戦略計画で「蓄財をしなさい」といっても貯金できない人は実際において、その表現はおかしいし、「楽しく食事をせよ」といっても、できない人もいる。これこそ市民に失礼だ。計画で市民の役割を決めるのはおかしい。市民独自が決めるのはいいけれど、市民代表がいたとしてもそこで決めるのはおかしいのではないか。対等な市民協働の関係を、現実の実効性をもって対応できるように、きちんと限定して定義しておくべきで、緩やかで配慮されたルールである。しかし、研究会の中で違和感を持ったままでは進めない。連携・協力なのか協働なのか、一定の合意の仕方がある。あえて反対をしないのも合意だ。太田委員の意見の趣旨はそうだと思う。

【小宮委員】ガイドブックはできるだけわかりやすいほうがよい。尾関委員が言うように、私も言いたいのだが、核は個人でないと地域問題は解決していかないことが多い。本当に個人が、対等な関係の中で話し合うことをしないと、地域が壊れるということに気づいていない。

【尾関委員】小宮委員が市民協働のルールを必要としているかがよくわかった。早くまちづくりをつぶさないルールを作りたい。市民協働の関係をどの範囲にするかは、

一致できたところで合意することが大切である。

【大倉委員】モリコロ基金は団体を資金的に支援しようとするものである。行政から資金による支援は協働になるのか。

【尾関委員】トヨタ財団や日本財団、モリコロ基金などいろいろな助成金があるが、それらは市民協働の意識でやっていない。審査は厳しいが、自分たちの規定で助成している。これでは協働にならない、助けてあげますよという意識である。

【小林会長】市民と市役所との対等はありませんと決め付けてはいけません。ガイドブック案をどうしていくのか議論し、市民協働の定義について、市民協働になりえるのかと議論しているのに、ありませんと決めてつけていいのか。

【尾関委員】市民と市役所との関係についてのルールはどのようなものか対案を言ってもらわないといけません。感想では、議論は深まらないのではないかと。

【大倉委員】官民協働は認めないという意見か。市民と市役所による公益的な活動で協働という言葉を使わなければいいのか。

【尾関委員】そうだ。

【栗本委員】私の中でどうやって受け止めればいいのか分からない。批判する力はないけれど、尾関委員、長崎委員の思いにいたるまでに時間はかかる。どういうことを消化するとその思いになれるのか、対等な関係は何か。消化しないと進まない。

休憩

【長崎委員】市民と市役所が対等であるということには違和感を持っている。これまで、松下圭一先生をはじめとする地方自治の研究者が築きあげてきた自治体理論の立場からおかしいと考えていたが、6月に行われた市民協働パネルディスカッションの議事録を市役所の判断で、修正した事件があり、「市民と市役所が対等」ということが、改めて、大きな問題であると考えようになった。

パネルディスカッションで参加した市民から、市に対する批判が多く出された。その中で市長への批判をどう扱うか、ホームページの議事録に載せるかどうか研究会で話し合われた。小林会長から、市長に対する批判だけ載せないようでは、参加した市民から失望され、やる気のあった市民がまちづくりに参加しなくなってしまうため、全部掲載しようという提案があり、掲載するべきだということで研究会では、合意した。

しかし、その後、市民委員に対し、江南市役所の企画部から、臨時研究会の招集があり、市としては、一部の意見は議事録に掲載できないという説明があり、市民委員は同意した。その後で、市職員委員には電話で報告があった。市職員委員は、臨時研究会には呼ばれなかった。

市民と市が連携協力する仕組みづくりを目的に行われている市民協働研究会で、このようなことが行われたのは、非常に残念である。江南市では、法令順守も確立されていないのではないかと考えた。市に都合のよくないことだけ公表しないのは

問題である。「市民と市役所が対等」と宣伝することは、こうした問題を覆い隠すことになるのではないかと思う。

市民が市役所と連携協力することだけを強調するのは間違っている。市民には、市政が適正かつ公正に行われているかどうか監視する役割がある。間違ったことがあれば、市を批判する、そういう緊張関係も大事である。「仲よく協働」ばかり強調するのは間違っている。

江南市では、審議会の会議録の公開のルールはない。先進的な自治体では当たり前前かが実施されていない。市民協働研究会は、委員の提案で、会議録が公開されるようになっている。

私は、職員提案制度で、「審議会の会議及び会議録の公開に関する規則」の制定を提案したが、今の江南市役所では、採用されないと思う。もし、審議会の会議録公開が制度化されても、今の江南市役所では、簡単に破られてしまうのではないかと思う。先に述べたパネルディスカッションの議事録修正のような事件が繰り返されるのではないか。

市民委員のみなさんは、パネルディスカッションの議事録修正のような問題のある対応を受けた経験は、初めてだったと思うが、こうした経験をいくつもしてきた人は多く、そのためにまちづくりに取り組む意欲を失った方も多いと聞いている。市役所に不信感を持ち、まちづくりに取り組む意欲を失った方にもまちづくりに戻ってきていただきたいと思う。そのために必要なガイドブックを提案したのである。「市民と市役所が対等」などというガイドブックを作ったら、そうした市民からおかしいと思われるに決まっている。市民協働研究会の委員は、「市役所の回し者」だといわれるだろう。

今の江南市に必要なのは、主権者として、市民が主体的に市政に参画し、まちづくりを主体的に行う市民自治を確立することである。市民から市政を信託された市が施策を推進することを宣言することも必要である。このガイドブックの施行が今の江南市にとって重要な意味を持つのである。

「江南市職員」としては、江南市役所が抱える問題をこうした場で発言することは、よくないとされるが、私は、適正な自治体運営と民主的な地方自治制度の確立に向けて努力する「自治体職員」である。日本全国各地で、多くの改革志向の自治体職員が活動している。私は、改革志向の自治体職員の一員として、発言した。

【行政経営課長】 議事録については、中傷と取れる発言は掲載を止めたほうがいいと提案をしたという経緯だ。戦略計画案は尾関委員のパブリックコメントなどを受けて、微修正だけ直した。ガイドブック案については、個人が目的を持って参加する協働もあり、行政から公益的な内容のものを団体、個人によびかける協働もあると思っている。

【尾関委員】愛知県が行政とNPOとの協働ルールブックを作った影響が出ている。市民協働のルールを作ろうという役割が協働研究会にはある。今のご意見は、市民協働の関係概念を、現実から遊離したあいまい「協働」になり、市民の混乱をまねく

ことになりかねない。そのための運営ルールをつくらなくてはいけなくなる。第1部、第2部のどこをどういう風に変えるべきなのかということを書いてもらわないと建設的な議論にはならない。

【社協伊藤】感想を話したい。オブザーバー参加であるが、産みの苦しみを経ないと、実際にやる時に駄目になってしまうことがある。今はその状況だ。私は市民協働についての市民については、整理ができていない。協働、対等な関係、平等といった意見や議論が整理されて、市民協働センターや活動評価委員会ができたときに、運営ルールそのものが、まちづくりにつながっていく。そのルールは × といった白黒をつけるものではないと思っている。総論賛成各論反対のケースで、ボランティアとして活動をしている人たちが福祉施設建設の支援に携わっていた。しかし、地域に理解がなく、反対運動が起き、「何であなたがボランティア活動をしているのか」と言われてボランティアをやめざるを得なかったという話を聞いたことがある。ガイドブックができて、その人の活動が保障されるのかということは大事だ。対等という中で、良い悪いではなく、話し合いの中で良いことや、わからなかったから反対したということがわかるような仕組みも大事だ。協働研究会で定義ができ、まちづくり活動をしていく中で市民協働とはなんだろうという場が保障されるものがないといけない。ガイドブックで終わりではなく、活動していく中で、検証ができる場が必要だ。私は江南市が好きで、生涯定年まではこの仕事をしたいと思っている。私は江南市に住んではない。1個人としては難しいこともあるが、まちづくりを目指すうえで団体として、社協としてできることもある。思いがあって、オブザーバーとして参加している。今日はその思いを再認識した。

【尾関委員】市内に在学在勤している人も市民協働の対象者だ。

【大竹委員】対等の定義だが、能力の違いによって、人と人でさえもちがう。互いに自由にものを言える関係、物事を作るのに、それぞれの能力を認め合って見極めて、それだけの能力、相互理解で、何かを成し遂げていく。なにが出来るかを見極めた上で、我々はこれだけできる、市民と市役所ならこういうことができる、またはしなければいけない、という風にできる部分で協働をすれば、対等になると思う。

【小林会長】対等とはどう定義をするのかということだ。

【大倉委員】世間ではマイノリティの意見を押しつぶそうという傾向もある。行政が出てくるとバックを感じる。それが物を言っていると市役所があのように考えるのなら、仕方がない。対等ではないじゃないかと議論をしていくと、そんなことを言う人はおかしい人だとなっている。

【大竹委員】それがいいとは思っていない。だから自己矛盾するけれど。そういうことでは、地域経営はできない。江南のあり方を考えるけれど、自省を含めて、意識を変えないといけない。

【大倉委員】むずかしいよ。人は天の声を聞く方向に向いている。

【大竹委員】それは認めざるを得ないこともあるかも知れないが、市民と一体になって活動をしていくには表立ったルールが必要だ。

【行政経営課長】考え方として、それを持つことは大事だ。

【小林会長】現実的には虎の衣を借りることはあるかもしれない。そのメンタリティを克服して、相手を尊重して物を言うことは対等になる。

【小宮委員】地域では様々な問題の中で、ほとんど全ての人が被害者意識を持っている。しかし、そうしてできた心の壁が、いつの間にか自分を加害者に行っていることに気付かなければ地域づくりは難しい。しかし、地域に問題が起きたときこそ、人間関係を回復するチャンスにもなる。老いの問題も同様である。地域の問題として、多くの人たちが対等な立場で解決策を考えることが、地域づくりにつながると思う。

【太田委員】その地域の問題を協働センターに持ち上げるのに、どうするのか。買い物袋の持参運動ならわかる。市民とNPO、NPOと市役所などはすべて協働のパターンだという形でこの研究会は出発をしてきている。しかし、岩根委員の前の大口町での活動は、協働のテーマにならないよということになっている。なぜならば市役所がこうしてくださいよと呼びかけたからだ。難しいのは地域問題を協働センターの活動委員会でどう取り上げて、具体的に活動をしていくのかよくわからない。個人の問題、小宮委員の話は地域の問題になるけれど、協働を個人にしてしまうとどういう形になっていくのか自分の中で結論がでない。買い物袋の持参運動は、あのガイドブックでいけるとは個人的には思うが、個人の問題を協働センターで取り上げてガイドブックでやっていくにはどうしたらいいのか、よくわからない。

【尾関委員】市民協働センターで、何月何日に相談会をしますとPRし、市民が集まる。そこでどうしようかということになる。市民協働の組織が必要になる。活動を広げていく、メンバーを広げていく、そこから先は連携がいい。スーパーはレジ袋の削減を、地域住民との連携、協力関係の中でやっている。スーパーに市民協働のルールを認めよということが言えるだろうか。市役所もそれでいい。対等な関係にはならない。市民主権の立場から長崎委員が市民と市役所の対等はないと発言をしているが、市役所は、権限もあり、強制力もあり、命令もできる。例えば、何かを協議をしようというときに市長ではなく代理の出席で課長が出てきて、尋ねられて、持ち帰って相談をするといったら、市民協働の対等な運営ルールの障害になる。機能を発揮するのはいいけれど、持ち帰るのは、水が入ってしまう。対等ではない。市役所職員の思いはよくわかった。市役所の構成員である職員も一市民として、市民協働に参加できる。市長が地元のまちづくりに参加するならば個人でどうぞとしている。市長も責任追及をされない、批判するほうが間違っている。みんなが参加できる暖かいルールで包み込みたい。大竹委員はそうありたいと願望を言っている。市民と市役所との関係を「対等な市民協働」の関係とする意見では、市役所も参加する市民協働の組織で検討する、いわば「市民先議権」が必然的に発生してくる。これは現行の法律や制度では不可能である。市民と市役所とは、連携・協力の関係として実際に重要な役割を果たしている。現実的には、市民の個人の思いがつぶされている。まちづくりに参加しようとする市民の気持ちをつぶしている。宝をつぶしているのが現状だ。さまざまな政治勢力、団体勢力といった社会勢力が地域社会

に残っている。個人がつぶされている、そこに光を当てないと大きなまちづくりができない。

【小林会長】意見が一致している点を確認しておきたい。「個人、個人がだれでも自由に一定の運営ルールに則って、協力をして（組織を作って）まちづくりを進めていく。」これには、皆さん異論はない。「もう一つは、市民と団体との連携協力、特に市役所による支援、施策についても市民協働研究会としてガイドブックで提言をしたい。」これも第2部にたくさん書いてあり、合意している。合意していることに「お互いの立場や意見を尊重しよう」という考え方を含める。なかなかできないけれどということだ。呼びかけとして入れていきたい。この表現なら合意をしていいのか。

【各委員】いい。

【小林会長】言葉は連携、協力はともかく、対等な定義に含めて話すことで意見の不一致がある。

【大竹委員】このガイドブックでは、個人と団体の協働が成り立たないと理解している。

【尾関委員】第2部に、この文面はないけれど、市役所と連携する中で、個人も市役所もお互いに立場を尊重する。対等と表現するかは意見が分かれるが、言葉として明示することはいい。

【小林会長】これを対等として定義をするかは要検討ということか。を市民協働だということを提案している。は、栗本委員は、市民協働でなくても、別のルールを作る必要があるのではないかとやっている。協力＝協働と表現し、別の言葉で置き換えた方がいいのではという立場だ。これは先週から議論していることだ。中身に異論があるわけではない。市役所が施策をして、活動を応援してくれることはOKだ。それを協働というべきだというのが栗本委員、新しい市民協働の部分のみに特定するのが尾関委員、そう考えると心が休まる。

しかし、この二つの意見は、どうすれば納得をするのか、あえて協働を外すことはありえないか。落としどころを見つけることも工夫のひとつだ。どうラベリングするかは、最後でいいかも知れない。今後議論しないといけないことに市民協働センターがある。

【尾関委員】太田委員が方向性を提案し、3人が確認をした。

【栗本委員】市民協働センターは期待されている。

【行政経営課長】市民協働センターは、来年度に地域情報センターの2階のフロアで検討していきたい。そのセンターの内容について考えてほしい。自治基本条例は、作る過程が大事なので、もっと市民が議論をしてから、条例化をしても遅くないと思う。今は、ガイドラインの制定をお願いしている。センターを作るので、意見を取り上げたいと思っている。

【大竹委員】条例でも自治基本条例と協働推進条例では内容が違ってくる。

【尾関委員】自治基本条例と位置づけないと栗本委員の思いは浮かばれない。そういう内容にしないと裏づけが弱い。連携・協力を保障するには、自治基本条例と協働推

進条例の両方がないといけないと思う。

【大竹委員】総合計画では、まちづくりの計画を作っているが、今の研究会の議論は、それを支える個人の権限に主眼が言っている。市が本来求めていたまちづくりの議論を重要視すべきだ。

また、自治基本条例は、こういう場だけでつくるべきではないと言っているのである。もっと多くの市民に関わってもらふ必要がある。

【長崎委員】何回か前の研究会（第28回研究会）で、自治基本条例の案を市民協働研究会で作りたいという委員の意見が大勢を占めたことがあった。市民協働研究会で自治基本条例の案を作る合意ができています。平成20年度から自治基本条例案を作る市民会議が発足して、より広く市民から意見を伺うのは大変結構なことであるが、市民協働研究会でも事前に自治基本条例案を提案し、今後のよりよい条例案づくりにつなげていきたいと思う。市民協働研究会委員が来年度発足する自治基本条例の市民会議に委員として参加することも考えられる。

市民協働研究会委員を市職員から公募したときは、自治基本条例案を市民協働研究会で作ることが明記されていた。研究会の設置要綱でも「地域経営の基本原則」を研究会で検討することが明記されている。大竹委員がくり返し条例案づくりに反対するのは、非常によくないことである。

【小林会長】他の自治体の自治基本条例でも、内容は市民活動のことしか書いていないところや、理念だから、細かいことを書くことは別だということもある。条例を作ることは合意をしている。大竹委員は理念的なものを考えている。ここでは意見の一致をしていることを条文案にして、検討をしていくことはいい。絵に描いた餅にならないようにしたい。プラスアルファは要検討になる。

【太田委員】一本化を提案したけれど、自治基本条例は議会やいろんな関係も出てくる。主権、自治、協力、連携、運営ルールというこれらを第1部、第2部で合意できたら、条例に反映をすればいい。

【大竹委員】自治基本条例までは道が険しい。第1部、第2部を反映することはいい。

【小林会長】条例案を検討しようと合意していたが、何々条例というところまでは決まっていなかった。ガイドブックの条例化ということで、条例案といっても条文としてのどこかのパーツになるかもしれない。

【小宮委員】市民の「これをやってみたい」という思いの芽を摘み取らないほうが、良い協働、良い連携協力が生まれると思う。この研究会の中で条例案を作ることも大きな意味があるが、条例案を作る必要がないという市の意向がよくわからない。

【大竹委員】必要がないとは言っていない。

【小林会長】今日は出席していない人もいるので、欠席裁判で決めることはできない。条例案を検討するグループと協働センターを検討するグループも、どちらの分科会に所属したいかという意見もそれぞれが持っているだろう。次回議論したい。



ガイドブック案第1部・第2部が合意できたら、それを条例の形にしたい。市民協働センターの姿についても具体的な議論が必要である。今後の進む方向として、このあたりの確認はできました。